

V ま と め

今回の調査地、平城京右京八条二坊十二坪は、西市推定地の西南の坪にあたる。1980・81両年の3回にわたる調査は、この坪内に11箇所（A～K）の発掘区を設け実施した。十二坪主要部分の事前の破壊と種々の困難にもかかわらず、奈良時代以前—平城京設置前の自然流路、奈良時代の遺構、および中世の遺構を検出することができた。各期の遺構および遺物については前章までに述べたところがあるので、一応のまとめをおこない、問題点を指摘しておこう。

- 1) 奈良時代の遺構には八条大路北側溝やこれに平行する築地の雨落溝と推定する溝、坪内部を南北に区画する塀、掘立柱建物14棟、井戸などがある。この時代の遺構は建物の重複関係や主軸方位の違い、出土遺物などから大きくA・B・Cの3時期に分けることができる。
- 2) A期は建物の主軸方位が方眼座標にはほぼ一致する時期、B期は建物の主軸方位が方眼座標に対し、北で東偏する時期、C期は建物の主軸方位がB期と逆に、方眼方位に対し北で西偏する時期である。土器を指標とした各時期の年代は、A期の上限は730年頃、B期の上限は750年頃、C期の下限は奈良時代末と推定できる。
- 3) 坪の南北の地割りは、A・B期では十二坪の南北長の $\frac{1}{4}$ ないし $\frac{1}{8}$ に区画されていた可能性がある。すなわち東西塀S A 385が、十二坪の南北2等分点に位置し、さらに他の個々の建物および井戸などの配置からみて、南から順に $\frac{1}{8}$ 、 $\frac{1}{4}$ 、 $\frac{1}{8}$ 、 $\frac{1}{8}$ 、 $\frac{1}{4}$ と区画されていたのではなかろうか。こうした地割りの状況は、平城京内の左京八条三坊九坪や左京五条一坊四坪などにみられた宅地割と類似したところがある。市内部の区画が他の条坊同様の区画に則っていたのか否か、今後の検討が必要であろう。
- 4) 十二坪の南から第2区画は、S B 402と推定した掘立柱建物がある。これは比較的大きな柱掘形をもつこと、2時期の重複があることから、建物とすればこの区画における主屋的な機能を果たしたと

◀ fig. 25 「西市交易銭」木簡

西市（司）交易銭は市司におかれた交易銭を指し、この銭を用いて市司は京職等の官司が必要とする物品を市で購入したと推定される。平城宮S K 820出土。『平城宮木簡』1—487。同時に出土した木簡に「西市司交易銭」同1—489「西市司□・天平十九年□月廿□」同1—488などがある。

- みられる。また、最北端の区画は、建物 S B 389、390、391 が鉤ノ手状にならび、これらが3棟1体で機能を果たしたのではなからうか。これら建物の東側、井戸 S E 395 の周辺は、土層の状況が良好であったにも拘らず、この時期の遺構が存在せず一種の空闲地であった可能性がある。しかし坪境に近いこともあって、ここが単なる空闲地なのか、直ぐ北側の堀河痕跡の問題とあわせて、あるいは「広場」として機能したのかは、検討の余地がある。
- 5) 十二坪の東西の区画については、南北の区画のあり方や他の条坊の例からみて、2等分されていた可能性もあるが、その推定位置は、調査直前に掘り返されていて、考究すべき手懸がなく確認できなかった。将来の課題である。
- 6) 八条大路北側溝 S D 380 に平行する東西溝 S D 385 をその位置から十二坪を区画する南辺築地の北側雨落溝と推定した。第 I 章にみたように市の周辺は垣によって区画されたと伝えられるが、敷地の関係から延長部分の追求が困難であったこと、築地塀は通常瓦葺とされているが、重圏文軒丸瓦が近くの井戸 S E 407 内から出土したものの、全体に瓦の出土が微量であることなど、なお問題は残る。
- 7) 中世の遺構は、土壌が主体である。このうち S K 408～410 等のごとく、瓦製火舎や土釜を埋納した遺構は、この時代の庶民の墓地であろう。それは、これらの土壌を含め、調査地全域から出土した土釜に火にかけた痕跡がないこと、なかに焼成時の焼け歪みを留める遺品があって実用に耐え得ないことからみて、当初から蔵骨器として使用した可能性が強いからである。土釜を蔵骨器とすることは、竈に対する生命の甦り思想にもとづくとする説がある。
- 8) 墓地が営まれてからいくばくもなく、この地を掘り返して大量の土取りが行われたようである。この土取りは、地山の粘土採取を目的としたようで、砂地の部分には及んでいない。この土採取の目的に関しては、なお明らかではないが、東大寺文書によれば土器の原料に資するためと解することもできる。

以上、過去3回の調査成果とその問題点をあげた。しかし、調査自体すでに述べたように諸々の要因から十二坪のごく一部の発掘にとどまり、十分な成果をあげたとは言い難い。今後の継続調査が必要であろう。さらに西市推定地全体についても、範囲の確認と内部構造の解明を目的とした調査を早急に進めることが肝要と思われる。

また、西市とともに平城京における経済の中心であった東市についても、周辺は急速に都市化しており、やはり調査と保存対策が緊急の課題となっている。

平城京市関係史料（抄）

「養老令」

職員令
左京職条

左京職右京職此に准ぜよ。司一を管す。

大夫一人。左京の戸口、名籍、百姓を字養し、所部を糺察し、貢奉、孝義、田宅、雑徭、良賤、訴訟、市厘、度量、倉廩、租調、兵士、器仗、道橋、過所、關遺の雜物、僧尼の名籍の事を掌る。亮一人。大進一人。少進二人。大属一人。少属二人。坊令十二人。使部卅人。直丁二人。

職員令
東市司条

東市司西市司此に准ぜよ。

正一人。財貨の交易、器物の真偽、度量の輕重、売価の估価、非違を禁察する事を掌る。佑一人。令史一人。備長五人。物部廿人。使部十人。直丁一人。

関市令
市恒条
関市令
肆立標条

凡そ市は、恒に午の時を以て集まれ。日入らむ前に鼓三度を撃ち散れよ。度毎に各九下。

凡そ市は、肆毎に標を立て行名を題せ。市の司貨物の時の価に准じて三等に為れ。十日に一簿を為れ。市に在りて案記せよ。季別に各本司に申せ。

関市令
在市条
関市令
除宮市買条

凡そ市に在りて興販せば、男女は坐を別にせよ。

凡そ官の市い買はむを除いては、皆市に就て交易せよ。坐ながら物の主を呼び、時の価に垂き違ふことを得ざれ。官私を論ぜず、交其の価を付けよ。懸に違ふことを得ざれ。

捕亡令
得關遺物条

凡そ關遺の物を得たらば、皆隨近の官司に送れ。市に在りて得たらば、市の司に送れ。其れ衛府の巡行して得たらむは、各本衛に送れ。得たらむ所の物は皆門の外に懸けよ。主の識り認むることあらば、記を驗え、保を賣うて還せ。

獄決令
大辟条

凡そ大辟罪（死刑）を決せば、皆市に於てせよ。五位以上及び皇族は、犯せること惡逆以上に非ずば、家に自尽することを聴せ。七位以上婦人は、犯せること斬に非ずば、隱処に絞せよ。

雜皇親令
皇親条

凡そ皇親及び五位以上は、帳内資人及び家人奴婢等を遣りて市肆を定めて興販することを得ざれ。其れ市に於て沽り売り、出挙し、及び人を外処に遣りて貿易し往來せしめば、此の例に在らず。



軒丸瓦6012型式

三重圈文軒丸瓦 調査地内での瓦の出土量は微量であり、軒瓦は本例が唯一である。瓦当面中心に球文を1個おき、三重の圈線がめぐる。重圈文軒丸瓦は、重郭文軒平瓦と組み、平城宮、難波宮などで用いられた宮の瓦である。井戸S E 407 埋土上層出土。

『続日本紀』
 和銅5年(712)12月15日
 東西二市に始めて史生各二員を置く。
 和銅7年(714)9月20日
 制すらく、今より以後、錢を扱ふことを得ざれ。若し
 実に官錢なりと知りて輒く嫌い扱ふ者あらば、勅して
 杖たしむること一百。其の濫錢の者は主客相對してこ
 れを破りて即ち市司に送れ。
 養老6年(722)2月27日
 詔して曰わく。市頭の交易、元來価を定む。比日以後、
 多く法の如くならず。茲に因りて、本源断んと欲する
 ときは則ち業を廃するの家あり。末流禁無きときは則
 ち奸非の侶あり。
 天平13年(741)3月9日
 (藤原広継の乱の罪人)東西両市に決杖各五十。
 天平13年(741)8月28日
 平城の二市を恭仁京に遷す。
 天平16年(744)閏正月4日
 從三位巨勢朝臣奈弓麻呂・從四位上藤原朝臣仲麻呂を
 遣して、市に就て京を定むるの事を問わしむ。市人は
 皆恭仁京を以て都と為さんことを願う。但し難波を願
 う者一人、平城を願う者一人あり。
 天平17年(745)5月10日
 是の日、恭仁京の市入平城に徙る。晝夜争い行くこと、
 相接して絶ゆることなし。
 天平宝字3年(759)5月9日
 又、勅して曰わく。頃ころ聞く。三冬の間に至りて市
 辺に餓人多しと。其の由を尋ね問えば、皆云う。諸国
 の調脚卿に遷ることを得ず。或は病に因りて憂苦し、
 或は糧なくして飢寒すと。

天平宝字3年(759)7月3日
 外從五位下食朝臣三田次を西市正と為す。
 天平宝字6年(762)正月9日
 外從五位下茨田宿祢杖野を東市正と為す。
 天平宝字8年(764)正月21日
 外從五位下蜜奚野を西市正と為す
 天平宝字8年(764)3月22日
 頃年水旱す。民稍饑乏して、東西の市頭に乞丐の者衆
 し。
 天平神護元年(765)2月29日
 左右京の粃各二千斛を東西の市に糶る。粃斗ごとに百
 錢。
 天平神護元年(765)4月16日
 左右京の穀各一千石を東西市に糶る。米価踊り貴きを
 以てなり。
 天平神護元年(765)6月13日
 又令すらく。諸司の六位已下雜任已上の者、米二百斛
 を糶らば位一階を叙せよ。一百五十石を加うる毎に一
 階を進めて叙せよ。他の物も亦比に准ぜよ。皆七月廿
 九日を限りて、東西の市において出し売らしむ。唯五
 位已上及び正六位上は別に其の名を奏せしむ。
 宝龜元年(770)3月10日
 從五位下山口忌寸沙弥麻呂・西市の員外令史正八位下
 民使毗登日理を以て、權に會賀市司に任ず。
 宝龜7年(776)3月6日
 外從五位下高市連屋守を西市正と為す。
 宝龜7年(776)3月24日
 外從五位下長瀬連広足を西市正と為す。
 宝龜8年(777)正月25日
 外從五位下關侯忌寸麻呂を東市正と為す。

なお、奈良国立文化財研究所『平城京東西市関係史料稿』1981 を御参照いただければ幸いである。

平城京西市跡

—右京八条二坊十二坪の発掘調査—

昭和57年3月25日 印刷

昭和57年3月31日 発行

編集 奈良国立文化財研究所
 奈良市二条町2丁目9番1号
 発行 奈良県教育委員会
 奈良市登大路町123
 印刷 奈良明新社
 奈良市橋本町36